

# 平成17年度 国民健康保険税の年税額が決まりました。

国民健康保険は、加入者が日頃から保険税を出し合い、いざというときに備えて助け合う「相互扶助」を目的とし、私たちが納める保険税と国からの補助金で運営されています。

平成12年度からスタートした「介護保険制度」に伴い、保険税は「医療分」と「介護分」の2本立てで算定することになっています。

「医療分」とは、医療保険分を言いますが、一世帯平均税額は昨年度の仁多町税額と同額とし、据え置きました。また、介護保険の第二号被保険者(40歳以上65歳未満)の方は、加入している医療保険で介護保険料を納付することになっていますので、国保加入者で第二号被保険者の方は、これを「介護分」として、納付して頂いております。

なお、これらを併せて保険税といい、平成17年度税率は表①のとおり決定しました。

それでは、その保険税はどのように算出されているのでしょうか。

表① 平成17年度保険税税率

	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療分	$\frac{7.67}{100}$	$\frac{40.60}{100}$	27,700円	25,000円
介護分	$\frac{1.25}{100}$	$\frac{11.11}{100}$	9,183円	5,310円

## ◎ 保険税の本算定について

年度当初には所得が確定していませんので、4月から7月までの間は、「仮算定期間」として前年度分の年税額を月割計算して、納付して頂きます。そして、8月の「本算定」により、各世帯の年税額が確定し、その確定額から、仮算定期間の税額を差し引いた差額を、残りの月数(8ヶ月)で除し、月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は、「医療分」は53万円、「介護分」は8万円です。

## ◎ 保険税の年額算出例

それでは、具体的にどのようにして保険税の年税額が算出されているのか表②を参考にして下さい。

表② 保険税算出例

【例】世帯主(45歳)、妻(40歳)、子2人の4人家庭で世帯主に保険税対象所得200万円、年間の固定資産税額5万円の世帯の場合

### <医療分>

- 所得割 対象所得 200万円  $\times 7.67 \div 100 = 153,400$ 円
- 資産割 固定資産税額 5万円  $\times 40.60 \div 100 = 20,300$ 円
- 均等割 27,700円  $\times 4$ 人分 = 110,800円
- 平等割 1世帯当り = 25,000円

合計 309,500円

100円未満は切捨てし、医療分の年税額 309,500円-①

### <介護分>

- 所得割 対象所得 200万円  $\times 1.25 \div 100 = 25,000$ 円
- 資産割 固定資産税額 5万円  $\times 11.11 \div 100 = 5,555$ 円
- 均等割 9,183円  $\times 2$ 人分 = 18,366円
- 平等割 1世帯当り = 5,310円

合計 54,231円

100円未満は切捨てし、介護分の年税額 54,200円-②

①+②で **年税額 363,700円** となります。

## 福祉医療対象者の皆さんへ

### ◆ 平成17年10月1日から福祉医療制度が変わります

◎対象者の方の本人負担額が医療費の1割になります。

(ただし、1か月・1医療機関当たりの本人負担額は次の額を上限とします。)

区 分	入 院	通 院
一般の方	40,200円	12,000円
市町村民税非課税世帯に属する方	7,500円	4,000円
20歳未満の障害児(者)	2,000円	1,000円

◎新たに父子家庭の方も該当になります。(所得税非課税世帯に属する18歳未満又は高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない男子及び当該児童)

◎薬局・柔道整復施術所・治療用器具製作所・訪問看護ステーションでは本人負担はありません。

### ◆ 福祉医療受給者証の更新受付について

福祉医療受給者証の更新受付を下記のとおり行います。

【期日】 平成17年9月26日(月)から9月30日(金)まで

【場所】 奥出雲町役場

仁多庁舎健康福祉課(仁多地域にお住まいの方)

横田庁舎総合相談室(横田地域にお住まいの方)

※詳しくは7月中旬に送付しました更新のご案内をご覧ください。

お問い合わせ先

奥出雲町役場  
健康福祉課福祉係  
☎ 54-2781